

【対象となる高校生等について】の欄は次によって記入してください。

- イ 現在通っている学校の在学期間について、記入してください。また、過去に高等学校等に在学したことがある場合には、当該学校の在学期間についても記入してください。
- ロ 「高等学校等」とは、国公私立の高等学校（専攻科を含む）、中等教育学校の後期課程（専攻科を含む）、高等専門学校（第 1 学年から第 3 学年まで）、専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものをいいます。
- ハ 「学校の種類・課程・学科」の欄には、「①高等学校（全日制）」、「②高等学校（定時制）」、「③高等学校（通信制）」、「④高等学校（専攻科）」、「⑤中等教育学校（後期課程）」、「⑥中等教育学校（専攻科）」、「⑦高等専門学校（1～3 学年）」、「⑧専修学校（高等課程）昼間学科」、「⑨専修学校（一般課程）昼間学科」、「⑩専修学校（高等課程）夜間等学科」、「⑪専修学校（一般課程）夜間等学科」、「⑫専修学校（高等課程）通信制学科」、「⑬専修学校（一般課程）通信制学科」、「⑭各種学校（外国人学校）」、「⑮各種学校（その他）」の別を記入してください。

【保護者等の収入等の状況について】の欄は、次によって記入してください。

- イ 保護者とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいい、次の 1～5 は除きます。
 - 1 児童福祉法第 33 条の 2 第 1 項、第 33 条の 8 第 2 項又は第 47 条第 2 項の規定により親権を行う児童相談所長
 - 2 児童福祉法第 47 条第 1 項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
 - 3 法人である未成年後見人
 - 4 民法第 857 条の 2 第 2 項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人
 - 5 その他高校生等の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者
- ロ (1)に該当する場合は、認定基準日において生業扶助（高等学校等就学費）を受給していることが分かる証明書（生徒本人の個人番号カードの写し等）を提出してください。
- ハ (2)②に該当するときは、必ず「親権者」全員の状況を確認の上、記入してください。
(2)②の「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の 1 人の個人番号カードの写し等を提出できない場合」とは、例えば、ドメスティックバイオレンス、養育放棄等の事情が存在する場合は該当します。この「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の個人番号カードの写し等を提出できない場合」は、(2)⑤及び⑥の「親権者が存在しない場合」に含まれます。
- ニ (2)①、③又は④に該当するときは、保護者等全員の個人番号カードの写し等を添付してください。
- ホ (2)⑤又は⑥に該当するときは、高校生等本人又は主として高校生等の生計をその収入により維持している者（医療保険各法（注）における扶養者等）の個人番号カードの写し等を添付してください。また、主として高校生等の生計をその収入により維持する者がいるかどうかについて確認できる書類（扶養誓約書）を添付してください。

（注）医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいう。

【生計維持者の収入等の状況について】の欄は、次によって記入してください。

イ 生計維持者とは、

- ① 生徒に父母がいる場合、当該父母とします。（収入の有無・多寡を問わず、両親がいる場合は両親（2名）。ひとり親等の場合は父又は母のみ）
- ② 生徒に父母がいない場合又は生徒が以下の（1）～（4）に掲げる者である場合、当該生徒又は父母に代わって生計を維持する者がいる場合は、当該者とします。
 - （1） 満 18 歳となる日の前日において児童福祉法第 27 条第 1 項第 3 号の規定により同法第 6 条の 4 に規定する里親に委託されていた者又は同号の規定により入所措置が採られて同法第 41 条に規定する児童養護施設に入所していた者
 - （2） 満 18 歳となる日の前日において児童福祉法第 27 条第 1 項第 3 号の規定により同法第 6 条の 3 第 8 項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者に委託されていた者又は同号の規定により入所措置が採られて同法第 43 条の 2 に規定する児童心理治療施設若しくは同法第四十四条に規定する児童自立支援施設に入所していた者
 - （3） 満 18 歳となる日の前日において児童福祉法第 6 条の 3 第 1 項に規定する児童自立生活援助事業を行う者に委託されていた者
 - （4） そのほか、社会的養護が必要と認められる者

ロ 令和 3 年度以前に当該高等学校等専攻科に入学した生徒については、「生計維持者」とあるのは、「令和 4 年 3 月 31 日以前の保護者等」とします。

ハ 【2. 生計維持者の収入等の状況について】①に該当するときは、父母全員の個人番号カードの写し等を添付してください。

ニ 【2. 生計維持者の収入等の状況について】②に該当するときは、必ず「父母」全員の状況を確認の上、記入してください。

②の「家庭の事情によりやむを得ず、父母の 1 人の個人番号カードの写し等を添付できない場合」とは、例えば、行方不明、ドメスティックバイオレンス、精神疾患・意識不明で意思疎通ができない等の事情が存在する場合が該当します。一方、家庭の事情によりやむを得ず、父母全員の個人番号カードの写し等を添付できない場合は、父母が存在しない場合に含まれるものとして、⑤又は⑥のうちいずれか該当するものを選択してください。

ホ 【2. 生計維持者の収入の状況について】⑤又は⑥に該当するときは、生徒本人又は生徒の生計をその収入により維持している者（医療保険各法（注）における扶養者等）1 名分の個人番号カードの写し等を添付してください。また、生徒の生計をその収入により維持する者がいるかどうかを確認できる書類（生徒の健康保険証等の写し等）を添付してください。

（注）医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいう。

へ （専攻科の場合）生計維持者全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合計が 105,500 円以上 264,500 円未満かつ扶養する子が 3 人以上に該当する場合は生計維持者全員の市町村民税上の扶養親族を記載した扶養親族申告書を個人番号カードの写し等とともに添付してください。

留意事項

- イ 個人番号を利用して、都道府県が最新の同府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額を確認します。
- ロ 「個人番号」とは行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号であり、「個人番号カード」とは同法第 7 項に規定する個人番号カードです。
- ハ 過去に国公私立を問わず高等学校等（修業年限が 3 年未満のものを除く。）又は高等学校等専攻科を卒業し又は修了したことがある場合には、奨学給付金の受給資格はありません。
- ニ 2 校以上の課程に在学している場合は、いずれか 1 つの課程を選んで申請してください。
- ホ 児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（平成 11 年 4 月 30 日厚生省発児第 86 号）による措置費等の支弁対象となる高校生等であって、見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く）が措置されている場合には、原則として補助対象外となります。
- ヘ 記載事項に誤りがあった場合は、修正をお願いすることがあります。訂正等がある場合には、訂正箇所には二重線を引き、訂正印を捺印してください。